

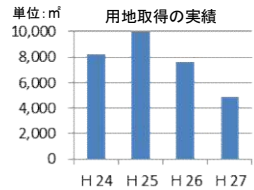
道路予定区域の有効活用(入札型占用の導入)について

1 道路予定区域の現状

- 道路予定区域の面積: 約6万㎡(H28. 7月現在)
- 道路予定区域の整備・管理に要する費用: 約3,000万円/年

<参考: 道路整備の事業進捗ベース>

- ・事業区間における未完成延長: 約13.9km
- ・整備延長: 約1.0km/年(第2次川崎市道路整備プログラムより)



※上記は建設緑政局所管の幹線道路事業(16路線27工区・約17.2km)を対象



道路予定区域

2 道路予定区域を取り巻く背景・動向

<国>

H21. 1 高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について(国土交通省道路局)

⇒まちづくりや賑わい創出等の観点から有効活用が必要と認められる場合、占用が可能となる通知

H27. 4 占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度に関する道路法の一部改正

⇒占用入札制度の導入と運用について

<川崎市>

H19. 2 市有財産を有効に活用するための基本方針

⇒市民サービスの向上と財源を確保するため、未利用の市有財産を有効活用

H26. 3 かわさき資産マネジメントカルテ<資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針>

⇒戦略3「財産の有効活用」多様な効果創出に向けた財産有効活用の取組拡大

H28. 4 川崎市道路占用料徴収条例の改正

⇒占用入札制度に関する道路法の一部改正を踏まえた条例改正



H23.4 道路先行取得用地の貸付開始(川崎市HP)

3 道路予定区域における有効活用の基本的な考え方

工事未着手の道路予定区域については、地域の活性化や賑わいの創出とともに、維持管理の軽減、新たな財源の確保等の観点から、改正道路法に則した民間事業者等への「**入札型占用**」を導入し、有効活用を図る。

4 入札型占用の概要

①対象地の考え方

- 前後の用地取得の状況等から道路工事が一定期間見込めない用地であること。
- 他の行政用途が見込めず、かつ、地元や事業協力者など事業に密接に関連する者からの利用希望がない用地であること。
- 有効活用によって、隣接宅地に対し生活へ支障を来す恐れのない用地であること。

駅への近接性や周辺の土地利用状況に加え土地の形状・規模など、市場性などについて有識者からの意見聴取も踏まえ、対象地を選定

本来目的である道路整備に支障がないように、事業協力者や近隣住民などへの影響を配慮し、総合的な判断のもと抽出

②利用用途

- 道路予定区域の有効活用の取組を早期に実現するため、当面の間、**駐車場及び駐輪場**とする。

<今後の方向性>

地域の活性化や賑わい創出に直接的効果が見込める仮設店舗やオープンカフェなどの用途については、占用者を決定する指標として金額以外の要素(利用計画や提案内容)が重要となることから、総合評価方式による占用入札について、国等の動向を踏まえながら実施する予定

③公募要件

- (1) 占用期間
 - ・最長5年(5年経過後は、本市が事業に支障がないと判断した場合は再公募)
- (2) 占用料
 - ・川崎市道路占用料徴収条例に定める占用料を最低額(駐車場の場合 325円/月・㎡)として入札を実施
- (3) 入札参加資格
 - ・個人、法人等(法人及びその他の団体)が対象
- (4) その他
 - ・道路占用の趣旨に反しないよう、まちづくりや賑わい創出の観点から、有効活用に際し、防災、環境配慮、地域協働などの取組について実施することを条件付け

5 今後のスケジュール(予定)

	平成28年			平成29年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
募集期間	←→						
入札手続(審査・質問書回答等)			←→				
入札					●		
道路占用手続(申請・審査等)					←→		
道路占用開始							→